

企業の統一体に関する訴訟法： デンマークの見解

Gorm Toftegaard Nielsen*

I. 訴訟法

デンマークにおいて、法人に関する刑事責任は、1926年に導入された。しかしながら、法人に対する事例がどのように取り扱われるかを決定するための特別な訴訟規則が、特別に設けられたことはなく、実務的に可能な範囲において、通常の訴訟規則が採用されていた。その問題は、理論的関心をほとんど喚起しなかったのである。検察官として多くの刑事訴訟に携わっていた1997年、私は、いくつかの問題に気付いた¹。1995年、法人の刑事責任に関する、政府の報告書が発表された。実体的な責任についてのものであり、手続的な観点についてのものではなかったが、それでも、刑法に関するデンマーク独立委員会、Straffelovrådet、は、その報告書の最終章で、訴訟手続上の問題について議論する機会を設けている。その議論では、特別な訴訟規則に関する必要性は存在しない、と結論づけている。以下では、私の見解に基づいて、これから直面するであろう最も中心的な問題に焦点を当てていくことにする。

II. 公訴の対象となるのは誰か？

刑法に関する規則については、疑問の余地なく会社を処罰すべきときについて、もしくは、会社内にいる者に対して、何らかの制裁

が課されるか否か、といった様式でその枠組を形成することができる。法人の責任を規制するデンマークの規則では、通常の人刑事責任を規制する規則と同じ法的語法を使用する。よって、その規則は、いつ公訴が提起されるべきかについての条件のみを規定しており、誰に対して公訴が提起されるべきかに関しては、規定していない。一般的に、手続上の合法性原則を採用するかぎり、ある者についての有効な証拠の収集が完了した場合、その者は、公訴の提起を受けなければならない、というのが私たちの通常の見方である。一方で、裁量権の行使に関しては、それを認める傾向が強い。すなわち、訴追機関は、ある種の事例について、公訴が提起されるべきか否かを決定する裁量権を有する状態におかれる、ということである。デンマークにおいて、裁量権原則は、罰金による処罰が可能な事例について適用される。その事例には、個人としての従業員が関与する事例のみならず、会社が関与する事例も含まれる。

たとえば、ある違法な不作為について、会社が責任を有する場合、その会社の管理責任者もしくは通常の従業員のどちらかが処罰されるのか、それとも、それらの人々全員が処罰されるのか、と尋ねる者もいるだろう。そのような事態に至る経過としては、その不作為が、複数の従業員によって、複合的に引き起こされた場合、もしくは、管理責任者が、その不作為について命令したか、または、不作為が起こるであろうことを知りながら、単に何もしなかった場合がありうる。おそらく、

* Aarhus

管理責任者が、不作為について知らず、単にその監督義務を怠った場合も考えられる。また、不作為が、管理責任者の命令に背いたことから、直接的に発生することもありうる。

デンマーク刑法典は、犯罪に寄与した者に対しては誰にでも、もしくはその全員に対して、公訴を提起することができる、と規定している。それら犯罪に寄与した者の中には、過失により行為したことが証明されうるかぎりにおいて、従業員および経営陣の構成員が含まれる。よって、全員に対して公訴が提起されることになることは、通常はほぼありえないことであるので、誰に対して公訴が提起されるべきかを決定するという問題が、ほとんど常に発生する。一当事者のみを訴追するか、もしくは他の者も訴追するか、に関する決定は、極めて重要なものである。残念なことに、あまりにも困難であるがゆえに、デンマークは、その訴訟過程を規制しようとするあらゆる試みもまた放棄してきた。この主題に関する詳細な規則を規定することは、ほとんど不可能であると考えられてきている。なぜならば、法律は、それぞれの領域ごとに、異なる実践様式に従うからである。よって、多くの事例において、デンマークの税務当局は、会社についての罰金に関しては80%規則を採用し、また経営陣についての罰金に関しては20%規則を採用しているが、マーケティングに関する事例において、公訴は会社に対して提起され、また経営陣に対しては提起されない。漁業に関する事例においては、船の所有者に対して公訴が提起される傾向がある。なぜならば、歴史的に、海事法に基づいて、主たる責任は、所有者にあるとされてきたからである。

専門職として運転に従事している者に対して、酒酔い運転に関する公訴が提起される場合には、運転手個人に対して、それは提起される。運転手の雇用主に対して、公訴が提起された事例は存在しない。

これらの不一致から、この領域の規制は、

公訴局長官の包括的な権限の下におかれるのが、より適正なことである、という結論が導き出され続けてきた。その結果として、さまざまな規則が、環境法および税法に関する犯罪などの特定の領域に対処する中で、公訴局によって発せられている。これらの領域においては、より一貫性の高いパターンが、現れ始めている。

会社に対して公訴が提起される場合、会社のみが公訴の対象となるという原則が適用される。会社の経営陣の構成員が、犯意もしくは重大な過失を伴って行動した場合、彼らもまた、公訴の対象となる。しかしながら、実際にそれが行われるのは、比較的稀なことである。なぜならば、そうすることによって、捜査および公判の双方において、事例が著しく複雑なものとなることが多いからである。作業のみに従事する従業員については、自ら進んで法に反する行動を行った場合には、公訴の対象となりうるが、実際に公訴の対象となることは、極めて稀である。よって、会社および個人の両方に対して、公訴が提起されるかどうか、というのが、大半の事例における問題である。様々な規則および規制において、管理責任者が同時に会社の事実上のオーナーである場合には、会社に対してではなく、経営者個人に対して、公訴が提起されるべきである、ということが強調されている。この見解は、デンマークの裁判所によって是認されているが、前述した報告書は、会社の筆頭株主だということのほかは何の理由もなく、ある者を起訴するのは、原則として間違いであるという根拠に基づいて、この実践について、批判的な立場をとっている。また、その報告書は、会社の倒産が、個人たるオーナーに対して公訴を提起するための適切な根拠となるべきではない、ということも強調している。あらゆる事態において、没収に関する請求は、会社に対して提起されるべきであり、会社のオーナーに対して提起されるべきではない。

そのような重要な問題が、行政的な指針によって規制されたままになっている場合、裁判所が会社に対して公訴を提起し、管理責任者個人に対しては公訴を提起しないという見解をとる際に、複雑な問題が発生する。デンマークの制度では、行政的な指針は内部的なものであり、裁判所を拘束しない。たとえば、サッカークラブに所属している少年が、サッカーグラウンド内の照明灯の管理を怠ったことにより、死亡した。その過誤により、照明灯への接触によって少年を死に至らしめた、電力供給部内のショートサーキットができてしまった。公訴は、そのクラブの会長に対して提起され、地方裁判所および高等裁判所の双方で有罪と判示されたが、最高裁において、無罪判決を受けた。最高裁は、行政的な指針を直接適用することはせずに、会長は、特定の重大な過失を伴って行動した場合にのみ有罪宣告を受けうる、と判示した。

Ⅲ. 法的権利、警察による尋問、および自己負罪

ほとんどの国が、容疑者、公訴の対象となった者および証人の警察による取り調べについて、それぞれ異なる規則を設けている。公訴の対象となった者は、彼が黙秘権を有していること、また、尋問に際して弁護人の同席を要求できることについて、最初に情報を与えられなければならない。たとえばノルウェーのように、警察に対する虚偽の証言についての刑事犯罪が存在する国もいくつかある。デンマークにおいて、それは、問題とはならない。そのような被疑者および証人の取り調べに関する規則の差違は、被疑対象となっている会社と関係を持っている者について、彼ら自身が公訴の対象となるような事例、もしくは単に証人であるような事例において、その規則が適用されるに際して、不可避的に重大な結果に結びつく。

デンマークにおいて、警察は、独立して捜

査を行うのが普通であり、その後、訴追機関が公訴を提起するか否かを決定することになる。捜査の継続中、会社のみに対して公訴が提起されるのか、もしくは個人に対しても公訴が提起されるのか、分からない場合もある。デンマークにおいて、自己負罪に対する禁止令は、個人のためのものしか存在せず、会社に関しては存在しない。このことの結果として、警察は、経営陣に対して会社のみが公訴の対象となることを知らせる場合であっても、経営陣の構成員に対して、公訴の対象とされている個人と同じ権利を認めることになる。よって、彼らは、黙秘権を有すること、また、尋問に際して弁護人の同席を要求できることについて、最初に情報を与えられることになる。管理責任者個人に対して、公訴が提起されるべきか否かが決定していない場合であっても、後者は、概して、同様の法的地位および保護を認められる。作業のみに従事している従業員が尋問を受ける場合について、実務は、やや不明確である。しかし、会社の有罪の立証について、不可欠であることが稀にしかないため、通常、従業員は、まったく尋問を受けない。上記のコメントは、個人の（身体に関する）権利についてのみ適用される。他方、家宅捜索に関しては、被疑者の家屋についての捜索に関する規則は、他のものについての捜索に関する規則に比べて、より緩やかである。警察が管理責任者の私宅を捜索したいと考える場合、管理責任者に関して、公訴の対象となっていない者としての権利を認める、というのがもっとも適切なことであろう。命令が、管理責任者に対して、物品の提出（すなわち開示手続）を要求する場合、管理責任者に関して、会社が有する拒否権と同じ権利を認められることになる可能性が高い。この制限は、証拠の提供に関する義務に酷似しており、また、同様に法に基づいて制限されている。その類似性は、管理責任者に対して、被疑者と同様の権利を認め、またそれによって、物品の提出の拒否に関する権利

を認めることについて肯定的に作用するように思われる。

Ⅳ. 正式起訴の形成

ある個人が、公訴の対象となる場合、その指名および市民登録番号（10桁の番号からなり、最初の6文字は、生年月日を示している。たとえば、040374は、1974年3月4日を意味する）によって、個人特定が行われる。会社も同様に、会社名および会社の住所によって特定される。また、会社名に、税務当局によって用いられる会社登録番号が併記される場合もある。会社内にいる個人、一般的には会社の経営者もしくは意思決定機関の議長、についても名前を挙げるべきかどうかは、大いに論争の余地のある問題である。

数十年に渡って、デンマークの公訴局長官は、そのような手続上の特定が正式起訴状に記載されるべきだということを要求し続けている。たとえば、

Carl's Carts Ltd.
by Carl Cartwright , general manager
Havnegade 17
Århus

公訴局長官が個人名を要求するのは、司法制度上、正式起訴状が会社内で訴訟に適するだけの権限を有している者に到達することを、確実なものとするようにするためである。対照的に、民事訴訟においては、会社名と住所だけが令状に記載される。

数名の判事は、経営者の氏名を記載するという慣行について、極めて批判的な姿勢をとり続けている。その慣行に反対する議論は、以下のようなものである。

—経営者を困惑させ、また、個人として公訴の対象になっているのだと誤信させてしまう可能性がある。判事が困惑させられ、

よって、経営者個人について有罪宣告をしてしまった事例さえ実際に存在する。

—正式起訴状および法廷での審理への召喚状は、会社の住所に対して送達されなければならないが、また、たとえば秘書に対して送達されたとするならば、その召喚状の送達は、完全に有効なものとなるであろう。正式起訴状の送達について責任を有する者が、経営者個人に対して、正式起訴状が送達されなければならないと誤信した場合、彼らは、その経営者の不在に際して、その私宅まで起訴状を送達することになるだろう。経営者が個人として公訴の対象とされているが、私宅にいない場合には、正式起訴状は、私宅にいる妻に対して送達されるが、公訴が会社に対して提起されている場合には、正式起訴状は、経営者の妻に対しては、有効に送達されえない。

—組織として公訴の対象となっている会社は、公判において、誰が会社を代表して弁論を行うべきかについて、独立して決定することができるという点については、全員一致の合意がある。にもかかわらず、正式起訴状に氏名を記載されている経営者については、彼が会社の代表として出廷する義務を有するかのような印象が容易に形成される。大企業においては、経営者が公判にあたって必要とされる事柄に関する知識をまったく持っていない場合も十分にありうる。そのような場合、その組織について十分な説明が可能な代表者を送ることができるようになるまで、その訴訟は延期されなければならない。

—経営者の氏名が記載されていなければ、正式起訴状が会社の経営陣にまで到達しないというリスクは、完全に虚構である。

法人の刑事責任に関する、政府による次の報告書は、経営者について、令状にはその氏名を記載する必要はないが、法廷での審理に対する召喚状にはその氏名を記載しなければならないことを勧告するものと思われる。

V. 法廷での審理

たとえば、会社およびその経営者に対して公訴が提起された場合には、公判についてその経営者が有する法的権利は、明確で、不明瞭なところのないものである。しかし、公訴が、会社に対してのみ提起された場合には、経営者のおかれる法的地位について、問題が生じる。

概して、公訴が会社に対してのみ提起される場合、それは、訴追機関が個人についての公訴提起をしないという決定をしたことを意味する。しかしながら、そのことは、訴追機関のそれを行う権利に関する拘束力ある放棄を意味するものではない。よって、経営者は、公判期間中、被疑者と同様の法的権利をすでに獲得していることになる。公訴が会社および経営者の双方に対して提起された場合には、彼は、まさに実質的な意味において、会社の代表者として行動することになるだろう。刑法に関するデンマーク委員会の報告書は、公判という目的に関しては、別の代表者を立てるべきである、と勧告している。その報告書では、経営者と会社の利益とは、対立する関係にあることが多いと論じられている。この見解は、経営者が自己の役割について考えがちな方向性とは一致しない。

ときには、会社の代表者に対して、公訴が提起されないであろうことが、明らかな場合もあるだろう。そのような場合においても、代表者は、公訴の対象となっている個人と同じ権利を有するということが推定される。刑事事件の公判において、そのような利益の対立関係が存在する場合、それらの利益間のバランスを維持するためには、会社の代表者が、被疑者と同じ権利を行使できることが不可欠である。彼は、会社を守るために、また、公平な立場にはない証人として、出廷することになる。

デンマーク法は、被告人側の弁護人は、公

判に先立って証人と接触できないことを前提としているが、彼が、会社の代表と話をすることができ、またおそらくは、意思決定機関および経営陣のメンバーとも同様に話をすることができるというのは、明らかに当然のことである。代表者が、法による刑罰という威嚇の下に、証拠を提出することはない。よって、彼は、答弁することを強要されえず、また、偽りを述べたことについて、罰せられえない。

証人は、尋問を受けないかぎり、公判に参加することを許されない。会社の代表者は、当然、公判の最初から参加することができる。なぜならば、彼こそが、会社は、有罪の主張をするのか、もしくは無罪の主張をするのかについて明示しなければならない者だからである。

デンマーク（委員会の）報告書は、公的機関が公訴の対象とされる場合、その長の有する法的権利は、証人が有するものにすべきであると想定している。その報告書は、私企業が、手続上の代表者の任命による保護を受けることに関して、合理的な理由を持ちうるとは考えていない。もちろんこれは、後に個人に対する公訴が提起されるリスクが存在しない場合にかぎって適用される。私には、この見解はやや表面的なものであるように思われる。しかしながら、このような性質の事例は稀であり、よって、コメントをしづらいものである。

デンマーク法は、過失（error）が、会社によって犯されたことのみを要求している。経営陣の過失までたどる必要はない。よって、ひとりの一般従業員が、会社を代表して、責任を発生させてしまうこともある。従業員が個人として公訴の対象となることは稀であるが、場合によっては、証人として召喚されることがある。報告書は、従業員を個人として公訴の対象とすることについて、まったく不可能なことであるとする一方で、従業員が、法による刑罰という威嚇の下に、証拠を呈示

することについて、当然であると考えている。よって、彼らは、法による刑罰という威嚇の下に、自己の犯罪行動についての論述を行うことを命じられうるということになる。法廷において、これは、望ましくない状況である。その状況は、検察官に対して、かなりの余裕を与える。たとえば、検察官にとっては、以後の刑事訴追の可能性が排除されているわけではないと述べるだけで十分になり、また判事にとっては、刑事責任に対する証人の保護が維持できなくなってしまう事態が生じる。現実の社会（real life）において、一般従業員の尋問は、非常に困難であることが多い。多くの場合、彼らは、その勤務している会社（その雇用主）を不利な立場に陥れるか、もしくは偽りを述べるかのどちらかを選択するしかなくなってしまう。ひとつめを選択した場合には、彼らは解雇されるリスクにさらされる。ふたつめを選択した場合には、偽証による60日間の自由刑のリスクにさらされる。

私の見解では、訴訟手続に関する規則は、現実的であることが重要である。尋問を受ける個人は、その役割に関する理解に則した公的地位を、広範に認められるべきである。多くの検察官は、法による刑罰という威嚇の下で証言を獲得することが不可欠だと考えている。これは、いくぶん楽観的すぎる見解であるように思われる。

VI. 立証責任

その他の刑事訴訟と同様に、立証責任は、訴追側にあり、また、会社の有罪性は、合理的な疑いを超える程度に立証されなければならない。デンマークにおいては、会社が関係する事例のほとんどすべてが、過失に関する犯罪事実をその内容とするものである。

有罪性に関する決定が、過失行為が会社によって犯されたか否かのみにかかる場合には、立証席には軽度のものになることが多い。会社は、法の範囲内にとどまっていることを確

保すべきである。会社がそのような状態にあることを確保するために社内に整えられる監視体制がない場合には、法に違反したことが証明されるかぎりにおいて、会社は、概して有罪と判示されることになる。

最高裁判所が立証責任についての意見をくつがえした、ある種の事例群が存在する⁵。デンマーク法の下で、航空会社は、有効な入国許可証を持たない外国人をデンマークに入国させることによって、刑事犯罪を行うことになる。刑事責任についての条件は、過失である。決定的な要素は、たとえば、外国人の有している許可証が真性のものか、もしくは偽造されたものかということである。偽造されたものである場合、許可証が偽造されたものであると気付くべきだったとされるならば、その会社は有罪である。これは、その偽造品が見た目ならびに質について粗末なものであるならば、その会社は有罪であるということの意味する。立証は、法廷において、許可証を判事の前に呈示することによって、また可能ならば、真性のものと並べて呈示することによって行われる。外国人が、到着に際して、許可証を所持していない場合、訴追機関は、航空会社が、許可証が偽造されたものであることを知っていたはずだということを立証できない。同じ状況にあつて、航空会社は、搭乗手続の一部として入国許可証のコピーをとることによって自己をほごすることができる。よって、最高裁判所は、搭乗者が、実際に有効な許可証を呈示したこと、もしくは有効な旅行に関する公文書に極めて近いものを呈示したことが証明できない場合には、その会社は有罪であると判断した。したがって、（航空）会社は、コピーをとることを強いられている。

VII. 犯罪が行われた場所

いくつかの理由から、犯罪が行われた場所もまた、重要な要素である。それによって、

どこで審理が行われるか、すなわち適切な裁判管轄地が決定する。多くの場合、法律違反は、会社の所在地で発生する。しかしながら、会社はその所在地を離れて活動することも多い。たとえば、技術系の会社は、国内のあらゆる場所で活動し、ときには海外でさえ活動する。運送会社は、特に海外での活動が多い。

よって、有限会社に雇用されているトラック運転手が、ドイツにおける運転時間および休止時間に関する制限に違反する場合、その違反は、もちろんドイツ国内で発生することになる。その制限は、会社の違反にも適用されるのであろうか？ 会社の責任が管理過失によって惹起されたとする、会社による法律違反が、会社の所在地もしくはそれに類似する場所で発生したものとされるのは、自明のことである。この回答は、会社の責任が、起こりうる二重の責任の影響を受けないということを暗示している。公訴局長官は、長きに渡って、この見解を指示している。しかしながら、それはデンマーク法にそぐわない。なぜならば、デンマーク法の下では、会社の責任は、経営陣による過失にかかるものではないからである。したがって、最高裁判所は、会社の法律違反は、運転手が規則に違反した場所で発生したものとするという判断をするに至った⁶。

刑法に関するデンマーク独立委員会の報告書は、会社の経営陣が明らかに過失を犯した場合には、その結果として、犯罪地は、法律違反が起こった場所、ならびに、会社の経営陣がいる場所の双方とされなければならない、と論じている。

VIII. 公訴時効に関する期間

デンマークにおいて、刑事責任について適用される公訴時効に関する期間は、一般的に、公訴の対象となる個人に対して、公判前手続がとられることによって、その経過を停止される。すでに述べたとおり、捜査段階におい

て、誰が公訴の対象となるのかは不明である。1996年、この問題に関して、特別規則が設けられた。法人の代理として活動する個人について、公訴時効に関する期間が停止される場合、公訴時効に関する期間は、法人についても停止される。他方、法人について、控訴期間に関する期間が停止される場合には、会社の代理として活動する者に対して適用される公訴時効に関する期間は、その影響を受けず、また、そのような活動を行うことによって刑事責任を負うことになった者に対して適用される公訴時効に関する期間もその影響を受けない。

これは、多かれ少なかれ手続的な性格を持つ法的規則の中で、会社に対する刑事訴訟手続について特別に導入された唯一のものである。会社に関する特別な手続的規則の不存在は、ほとんど問題を発生させてきてはいないのである。

注

1 Gorm Toftegraad Nielsen, 証人もしくは被告人としての有限会社の経営陣に関する捜査 (Afhøring af ledelsen af A/S som vidne eller tiltalt) U 1987 B, 245-51 (読み方については以下の通り：U=Ugeskrift for Retsvåsen (週刊判例レポート), 年, Bという文字に対応する判例レポートの箇所, 頁)。

2 Straffelovesrådet betragtning om juridiske personers bødeansvar (刑法に関する独立委員会：レポートno.1289「法人の罰金に関する責任について」), Copenhagen 1995, pp. 177-191.

3 注2。

4 U 1993. 551 H (Hは最高裁判所を意味する)。

5 U 1991. 700 H. U 1992 B, 41 に、最高裁判事 Torben Mechor によるコメント。

6 U 1995. 9 H オランダにおいて、運転手が、運転時間および休止時間に関する規則に違反した事例である。この事例において、最高裁判所は、雇用主もまた、オランダにおける規則に違反したものと判示した。